

北海道社会福祉審議会委員公募のお知らせ（応募要領）

北海道では、社会福祉法に基づき、本道における社会福祉に関する事項を調査審議するため、知事の附属機関として北海道社会福祉審議会を設置しています。

この度、広く道民の皆様から社会福祉に関する意見を施策等に反映させるため、次のとおり審議会委員を公募します。

1 応募資格

委員に応募しようとする方は、次の条件をすべて満たす必要があります。

(1) 北海道に居住する満20歳以上の方 [令和6年(2024年)4月25日現在]

(2) 社会福祉について幅広い見識と関心を持ち、札幌市内で開催する審議会に出席できる方

※ ただし、国又は地方公共団体の議員及び職員の方（道職員であった方を含む。）は応募できません。

2 募集人数

2名

3 委員の任期

任命の日（令和6年(2024年)4月25日予定）から3年間

4 応募方法

応募にあたっては、次の(1)と(2)の書類をまとめて送付又は持参してください。

(1) 応募用紙

所定の応募用紙（別紙1）を使用してください。

(2) 作文

所定の原稿用紙（別紙2）を使用し、「北海道における福祉課題とその解決に向けて取り組むべきこと」をテーマとして、あなたが考えていることを、800字以内にまとめてください。

※ 応募に必要な書類は、北海道保健福祉部総務課及び各（総合）振興局保健環境部の社会福祉課に備えているほか、道庁のホームページからもダウンロードできます。

5 応募期間及び提出方法

令和6年3月4日（月）（消印有効）までに、郵送又は持参してください。

※ 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に、下記の応募先まで持参してください。

6 選考

選考委員会において、作文及び応募用紙記載内容を総合的に審査のうえ、選考します。

なお、選考結果は、3月下旬に応募者全員にお知らせします。

7 委員の仕事

社会福祉事業に従事する委員、学識経験者等の委員とともに、北海道の社会福祉に関する重要事項について、調査審議していただきます。

8 報酬等

審議会にご出席いただいた場合は、「北海道特別職職員の給与等に関する条例」の規定により、報酬及び旅費をお支払いします。

9 応募先・問合せ先

北海道保健福祉部総務課政策調整係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111（内線25-127）

※システムトラブル等による未達を防ぐため、FAX・電子メールによる応募は受け付けておりませんので、御了承ください。